

奈良県教育委員会教育長訓令第6号

教育委員会事務局
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

目次中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。

第二条第二号中「の教育機関」の下に「（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「本庁の課、所及び出先機関」を「事務局の課及び室」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

第五条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 産業医の業務の内容等の周知に関すること。

第七条第一項中「事務局」の下に「及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関」を加える。

第八条第一項中「文化財保存事務所」を「保健体育課」に改め、同条第二項中「本庁の課及び」を「事務局の課（保健体育課を除く。）及び室並びに」に改める。

第九条第一項中「事務局」の下に「及び教育機関」を、同条第三項中「事項」の下に「（以下「健康管理指導等」という。）」を加え、同項第一号中「健康診断」の下に「及び面接指導」を加え、「及びその結果」を「並びにその結果」に改め、同条第四項中「前項各号」を「第三項各号」に、「教育長又は」を「教育長若しくは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 産業医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

5 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。
第九条第六項の次に次の一項を加える。

7 教育長又は総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十一条に規定する安全衛生委員会に報告しなければならない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十三条第三項中「二年」を「一年」に改める。

第二十六条第二項中「同一疾病により」を削る。

第四章中第三十条の前に次の一条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第二十九条之三 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。